

中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法に係る証明書発行について

(2021年3月22日更新)

○中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除）と生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置が、2023年3月31日まで延長されました。

【ご注意願います！】

これら2つの税制措置の対象で、本会が“生産性向上要件証明書”の発行が可能なのは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二 機械及び装置の耐用年数表にある「機械及び装置」のみです。 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表にある「車両及び運搬具」は対象ではありませんので、事前に十分ご注意願います。

また、本会は申請される減価償却資産が、「機械及び装置」に当たるのか、あるいは「車両及び運搬具」となるのか判断する権限を有しておりませんので、必ず所轄の税務署あるいは税理士にご相談・ご確認下さい。「車両及び運搬具」に該当するものについて、誤って証明書の申請をいただいても、その場合は、税制措置を受けることができません。

（参考）[中小企業庁：税制措置の対象設備に関する留意事項](#)

なお、本会では、機械及び装置であることが申請者において既に確認されているとの前提に立って、製造事業者からの申請に基づいて証明書を発行しておりますので、機械の利用者から直接の発行申請は受け付けておりません。ご理解願います。

○中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除）と生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の内容は以下の通り相違しておりますのでご注意下さい。

	中小企業等経営強化法	生産性向上特別措置法
税制優遇適用期間	2023年3月31日まで延長	2023年3月31日まで延長
対象者と税制措置の内容	<ul style="list-style-type: none">・資本金3千万円以下の法人及び個人事業主⇒即時償却又は10%税額控除・資本金3千万円超～1億円以下の法人⇒即時償却又は7%税額控除	<ul style="list-style-type: none">・資本金1億円以下の法人、従業員数1千人以下の個人事業主等⇒固定資産税が3年間にわたり0～1/2（市区町村の条例で定める割合）に軽減
税制措置の要件	「経営力向上計画」の認定申請・認定機関：主務官庁	「先端設備導入計画」の認定申請・認定機関：市区町村 ※経営革新等支援機関の事前確認書が必要

該当する設備において、「中小企業経営強化税制」と「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置」双方の税制措置を受ける場合の証明書は1枚で併用可（コピー）です。それぞれの認定に関する手続きは異なりますので詳細は中小企業庁ホームページ等でご確認下さい。

本会発行の証明書をご入用の場合、まず[こちら](#)をご覧ください。